

管理番号	10
個人情報ファイルの名称	低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)支給事務
部署	健康福祉部 こども未来課 こども福祉係
個人情報ファイルの利用目的	子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)を支給するため
記録項目	【1 基本的事項】個人番号、氏名、住所、性別、生年月日、電話番号、国・本籍、続柄、親族関係、婚歴、転出入、出生・死亡等、在留資格、旅券、後見・保佐、世帯状況、【2 心身】健康状態、病歴、障害、程度、【4 経済活動】収入、総所得金額等、納課税、金融機関、負債、年金加入状況、年金受給状況、【5 生活】家庭状況、居住状況、公的扶助、健康保険加入状況、生計の状況、看護の有無、養子縁組
記録範囲	児童手当受給者、特別児童扶養手当受給者、その他18歳以下(障害児は20歳未満)の児童を養育する者、それらの者の配偶者及び児童、児童の父母
記録情報の収集方法	本人申請、市の保有する公簿等
要配慮個人情報(・条例要配慮個人情報)が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む
記録情報の経常的提供先	実施機関内(健康福祉部こども未来課)
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	健康福祉部こども未来課 〒489-8701愛知県瀬戸市追分町64番地の1
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1項(電算処理ファイル)
政令第21条第7項に該当するファイル	有
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	募集しない
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備考	
保有開始日	令和3年6月25日
廃止日	
最終更新日	令和5年4月1日